

## 軽自動車税の税額表（平成 30 年度）

平成 30 年度の軽自動車税の税額は、下の表のとおりです。

### ●【表 1】原動機付自転車・二輪車等の税額●

種 別		税 額
原動機付 自 転 車	50cc 以下 又は 0.6kW 以下 ※ミニカーを除く	2,000 円
	50cc 超～90cc 以下 又は 0.6kW 超～0.8kW 以下	2,000 円
	90cc 超～125cc 以下 又は 0.8kW 超～1kW 以下	2,400 円
	ミニカー (三輪以上で 20cc 超～50cc 以下又は 0.25kW 超～0.6kW 以下)	3,700 円
小型特殊 自 動 車	農耕作業用	2,400 円
	その他 (フォークリフト等)	5,900 円
雪上車 (スノーモービル)		3,600 円
二輪の軽自動車 (125cc 超～250cc 以下)		3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc 超)		6,000 円

### ●【表 2】三輪及び四輪以上の軽自動車の税額●

種 別		税 額		重課税額	軽 課 税 額			
		①	②	③	④	⑤	⑥	
三 輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
四輪 以上	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨 物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円

<各税額に該当する車両>

①平成 27 年 3 月 31 日以前に最初（新車）の新規検査を受けた車両（③の重課対象車両を除く）

②平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両

③最初の新規検査を受けてから 13 年を経過した車両（重課対象車両）

※一部の車種は重課の対象外となります（対象外となる車種については裏面をご覧ください）。

④電気軽自動車、天然ガス軽自動車等（平成 30 年排出ガス規制に適合する車両、または平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物が少ない車両に限る。）

⑤ガソリン車・ハイブリッド車で、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成し、かつ乗用車は平成 32 年度燃費基準+30%以上達成、貨物車は平成 27 年度燃費基準+35%以上達成した車両

⑥ガソリン車・ハイブリッド車で、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成し、かつ乗用車は平成 32 年度燃費基準+10%以上達成、貨物車は平成 27 年度燃費基準+15%以上達成した車両

※軽課税額（④～⑥）は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日に最初の新規検査を受けた車両が対象となります（平成 30 年度分に限る）。なお、平成 29 年度分で軽課税額（④～⑥）となった車両は平成 30 年度は②の税額となります。

◎三輪及び四輪以上の軽自動車に対する重課・軽課の内容については、裏面をご覧ください。

## ◆三輪・四輪以上の軽自動車に対する重課・軽課について

### ●経年車に対する重課

地球環境を保護する観点から、最初の新規検査を受けてから13年を経過した軽自動車は平成27年度以降の税額（表面の【表2】②の税額）に概ね20%加算した金額（同【表2】③の税額）を課税します。

**重課対象にならない車両** …下記の車両は、重課の対象から除外します。

- ・電気軽自動車 ・天然ガス軽自動車 ・メタノール軽自動車 ・混合メタノール軽自動車
- ・ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車 ・被けん引車

◎最初の新規検査を受けた年月は、自動車検査証の「初度検査年月」の欄でご確認ください。

### 自動車検査証

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車…
練馬 ○ ……	平成 年 月 日	平成 年 月	軽自動車
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量

### 重課適用年度（例）

初度検査年月が、  
⇒平成14年以前\*…平成28年度から  
⇒平成15年\*～平成16年3月  
…平成29年度から  
⇒平成16年4月～平成17年3月  
…平成30年度から

※平成15年10月14日以前に新規検査を受けた車両は、その年の12月を初度検査年月とみなします。

### ●環境負荷の小さい軽自動車に対する軽課

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成30年度分の軽自動車税の税率を軽減します（「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）。

対 象 車	内 容	
電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限る）	税率を概ね75%軽減 （表面の【表2】④の税額）	
ガソリン車・ ハイブリッド車 ※	乗用車：平成32年度燃費基準+30%達成 貨物車：平成27年度燃費基準+35%達成	税率を概ね50%軽減 （表面の【表2】⑤の税額）
	乗用車：平成32年度燃費基準+10%達成 貨物車：平成27年度燃費基準+15%達成	税率を概ね25%軽減 （表面の【表2】⑥の税額）

※いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

### 平成31年度の軽自動車税に関する主な改正について

### ●環境負荷の小さい軽自動車に対する軽課の延長

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成31年度分の軽自動車税の税率を軽減します（平成29年度税制改正による）。

<軽自動車税に関する問合せ先>

板橋区役所 課税課税務グループ 電話 03-3579-2095